

勤怠管理システム導入業務仕様書

1. 業務の名称

「勤怠管理システム導入業務」（以下「本業務」という。）とする。

2. 業務の目的

現在、宇和島地区広域事務組合（以下「組合」という。）における勤怠管理の運用については、出勤簿・休暇簿・時間外命令簿等による紙媒体での運用をしていることから、管理が煩雑であり、集計の事務量も多く、各所属の庶務担当及び人事係給与担当の事務負担が生じている。

これらのことから、上記業務を紙媒体から電子媒体へ移行し、職員の勤務時間等を一元のかつ正確に管理するとともに、所属長における職員の労務管理及び健康管理の実効性を高めることを目的とし勤怠管理システム(以下「本システム」)を導入するものである。

3. 業務範囲

- (1) クラウド型システムの調達
- (2) 本システムの稼動に必要な打ち合わせ
- (3) 本システムの稼動に必要な情報登録等の初期設定の支援
- (4) 職員に対する操作研修の実施
- (5) マニュアル等の整備
- (6) 保守及び操作サポート
- (7) その他、本システム導入に必要な作業

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

5. システム稼働開始予定

導入期間：契約締結日～令和7年3月31日まで

稼働開始日：令和7年4月1日(予定)

※なお、本システムは稼働以降5ヶ年間のシステム使用にかかる長期継続契約を、本プロポーザルにおいて特定した相手先と別途契約締結予定としており、契約期間は、システム本稼働予定の令和7年4月1日から60か月間を想定している。

6. 基本情報

(1) 対象施設

施設名	所在地
事務局	宇和島市曙町1番地
光来園	宇和島市保田甲806
勝山荘	鬼北町大字上大野322
美沼荘	宇和島市三間町宮野下129
古城園	松野町大字豊岡4598番1
一本松荘	愛南町中川1438番1

城辺みしま荘	愛南町城辺乙 561 番地
ひろみ奈良の里	鬼北町大字奈良 2067 番地
柏寿園	愛南町柏 1542 番地 1
湯乃香荘	宇和島市津島町山財 5861 番地
寿楽荘	宇和島市保田甲 798
きほく優愛の里	鬼北町大字近永 455 番地 10
汚泥再生処理センター	宇和島市坂下津乙 69 番地 1
環境センター	宇和島市祝森甲 3799 番地
広見斎場	鬼北町大字出目 3369-2
消防本部	宇和島市丸之内 5-1-18
宇和島消防署	宇和島市丸之内 5-1-18
鬼北消防署	鬼北町大字芝 222-1
吉田分署	宇和島市吉田町立間 2-2445-1
津島分署	宇和島市津島町岩松甲 468

(2) クライアント PC 端末

組合におけるシステム使用環境は以下とおり。

OS	Windows 11 Pro 64bit
CPU	Intel Corei3
メモリ	8GB
ストレージ	128GB
OFFICE ソフト	JUST Government
使用ブラウザ	MicrosoftEdge

7. 基本方針

- (1) 関係法令、組合条例、組合規則等に則った運用が可能であること。
- (2) 労働基準法に基づく法改正へ対応するシステムであること。
- (3) 容易な操作・運用ができ、ビジュアル的に見やすく簡素なものであること。
- (4) システムの速度性能は、日常業務において、操作者にストレスを与えず、かつ、業務の効率的な進行に支障がないものとする。
- (5) 機構改革や人事異動等による組織改編にも容易に対応できること。
- (6) 本業務を履行するにあたっては個人情報を取扱うため、「個人情報取り扱いに関する特記事項」に則り業務を履行すること。

8. 基本要件

- (1) 導入するシステムは、セキュリティが完備されたデータセンターを活用したクラウド方式のものとする。
- (2) 組合のファイアウォール機器等に設定変更が生じる場合は、組合管理課総務係と綿密な調整を行い実施すること。
- (3) 本稼働後にカスタマイズを除くシステム改修費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (4) バージョンアップなどの方法により、少なくとも5年間の期間において最適な状態で利用できること。
- (5) システムライセンス
 - ・全権限管理アカウント数：3アカウント
 - ・各所属管理アカウント数：15アカウント(同時接続可能な最低限度の数)
 - ・システム利用PC台数：226台(予定)※各端末におけるインストール作業は発注者側で対応するものとする。
- (6) PC 端末数・シフトパターン数等

施設名	職員数	シフト パターン	打刻方法	PC 端末数
事務局	28	1	PC・モバイル端末	24
光来園	111	38	PC・モバイル端末	22
勝山荘	43	19	PC・モバイル端末	10
美沼荘	43	16	PC・モバイル端末	10
古城園	53	20	PC・モバイル端末	10
一本松荘	45	17	PC・モバイル端末	10
城辺みしま荘	54	21	PC・モバイル端末	12
ひろみ奈良の里	47	19	PC・モバイル端末	11
柏寿園	44	20	PC・モバイル端末	10
湯乃香荘	74	25	PC・モバイル端末	16
寿楽荘	40	14	PC・モバイル端末	12
きほく優愛の里	50	29	PC・モバイル端末	15
汚泥再生処理センター	3	1	PC・モバイル端末	4
環境センター	3	1	PC・モバイル端末	4
広見斎場	2	1	モバイル端末	—
消防本部	41	3	PC・モバイル端末	25
宇和島消防署	47		PC・モバイル端末	12
鬼北消防署	22		PC・モバイル端末	7
吉田分署	17		PC・モバイル端末	6
津島分署	17		PC・モバイル端末	6
合計	784			226 台

※職員数は令和6年度の配置定員数を示す。

※シフトパターン数とは、1つの施設のシフトを作成するうえで、職種と勤務時間の組み合わせによる、シフトパターンの累計を示す。例えば、A施設の介護職員の早出(7:00-15:45)と看護職員の早出(7:00-15:45)は、時間帯は同じだが、職種が異なるためシフトパターン数は計2とカウントする。(ただし、日勤(8:30~17:15)は全職種統一のため、1とカウントしている)

※シフトパターン数は令和6年9月1日現在の数を示す。

9. システム機能要件

- (1)本システムは、別紙「機能要件確認書（様式7）」に掲げる機能を備えていること。

10. データセンター要件

- (1)データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切な内容であること。
- (2)ファイアウォール等のセキュリティ機器を設置し、アクセス制御を講じていること。また、組合が利用する領域について、他から不正に侵入できないよう措置を講じていること。（例：本システムのユーザーとして登録されたユーザー以外の者による、本システムへのアクセスを禁止する設定など）
- (3)電力の供給が停止した場合、サーバ機器をはじめデータセンター内の設備に影響を及ぼさない状態を確保できる能力を持つ非常用発電機が設置されていること。また、非常用発電機が起動するまで、サーバ機器等に十分な電力を供給できる能力を持つ無停電電源装置を整備していること。
- (4)サーバ等機器の冗長化を図り、障害対策を講じていること。
- (5)システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- (6)データセンター側の回線は、アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- (7)クライアントパソコンのOSバージョンアップ等に対応できること。
- (8)サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- (9)その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

11. マニュアル作成・操作研修

- (1)受託者は、訪問又はオンラインによる操作研修を実施すること。なお、操作研修は管理者向け、施設職員向け、消防職員向けに実施すること。
- (2)操作マニュアル及び研修マニュアルは、電子データとして提供すること。

12. 運用・保守に関する要件

- (1)システム稼働後5ヶ年間の運用・保守を含めたシステム使用にかかる長期継続契約について、別途契約を締結すること。
- (2)システムに障害が発生した場合、速やかに復旧体制の構築及び復旧作業を実施すること。
- (3)システム稼働後の軽微な法令・制度改正等によるシステム改修等が発生した場合、保守契約の範囲内でバージョンアップを行うこと。
- (4)操作方法やシステム障害に対応するコールセンターが開設されているなどサポート体制を常設すること。

1 3. 成果物に関する要件

- (1) 勤怠管理システム
- (2) 操作マニュアル
- (3) 研修資料
- (4) 打ち合わせ記録簿

1 4. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次組合と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、組合の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに組合が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、組合と受託者が別途協議する。